

現 場 説 明 書

工 事 名	猿橋小学校空調設備工事
工 事 場 所	大月市猿橋町伊良原48
工 事 範 囲	現場説明書、特記仕様書及び設計図書に示すとおり。
工 事 期 間	契約締結日の翌日～平成30年3月16日

工事共通事項

1. 仕様書等

現場説明書、特記仕様書及び設計図書に記載なき事項については工事種別により下記仕様書を適用する。

- a. 建築物等の新築及び増築に係る建築工事、設備工事
公共建築工事標準仕様書（最新版）〔建築工事編〕〔電気設備工事編〕〔機械設備工事編〕
- b. 建築物等の模様替え及び修繕（改修）に係る建築工事、設備工事
公共建築改修工事標準仕様書（最新版）〔建築工事編〕〔電気設備工事編〕〔機械設備工事編〕

1. 官公署への諸手続き

工事に必要な関係官公署への諸手続きは速やかに行い、これに要する費用（水道加入金は除く）は、請負者の負担とする。

2. 工事实績の登録

請負者は、工事請負代金額（消費税を含む）500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）入力システム（(財)日本建設情報総合センター・平成14年10月）に基づき「工事カルテ」を作成し、監督員の承諾を得た後に、(財)日本建設情報総合センターに登録しなければならない。また、登録後(財)日本建設情報総合センターが発行する「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。提出の期限は以下のとおりとする。

- ①受注後登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- ②完成時登録データの提出期限は、業務完成後10日以内とする。
- ③なお、工事期間中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更のあった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。

3. 提出書類等

請負者は、下記の一覧表及び要領書等に基づき若しくは準じて、書類を作成し監督員又は契約担当に提出する。尚、監督員に提出する書類については「工事打合簿」を添付すること。

- a. 請負建設工事提出書類チェックリスト（大月市）
- b. 請負土木工事ハンドブック（大月市）
- c. 工事関係提出書類一覧表（山梨県県土整備部営繕課）
- d. 工事関係提出書類書式集（山梨県県土整備部営繕課）
- e. 完成図書作成・提出要領（山梨県県土整備部営繕課）

また、書類提出にあたっては、上記により綴じ込んだファイル等を指定の折りたたみコンテナに収納し、コンテナ4面に工事名及び書類名を記載した上で専用キャリア(キャリア1台当りコンテナ4個以下)に載せて提出する。

4. 請負者の負担

次の各項に要する費用は、請負者の負担とする。

- a. 設計図書に記載がなく施工上当然必要とされる材料、及び、作業に要する費用は、監督員の指示により施工する。
- b. 資材置場の費用、施工上必要な測量杭、施工上障害となる支障物件の除去、及び、竣工時の片付け等に要する費用。
- c. 工事の為に一般交通、並びに、障害防止に対する諸設備に要する費用、及び、事故発生により生じた損害賠償費
- d. 検査に於いて手直し、また指摘箇所改善に要する費用。

工事管理

1. 安全対策

1) 安全訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全訓練等について、工事着手後原則として作業員全員の参加により半日以上時間を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し安全訓練等を実施するものとする。

- ①安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- ②本工事における内容等の周知徹底
- ③土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
- ④本工事における災害対策訓練
- ⑤本工事現場で予想される事故対策
- ⑥その他、安全訓練等として必要な事項

2) 安全訓練等に関する施工計画書の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全訓練等の内容に応じた安全訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するものとする。

3) 安全訓練等の実施状況報告

安全訓練の実施状況をビデオ等または工事報告（工事日報）に記録し、工事完成時に書類とともに報告するものとする。なお、工事期間中であっても監督員が実施状況の確認を必要とする場合は、速やかに中間報告するものとする。

2. 材料、機器の実験

- a. 試験の供試体は原則として、監督員の立会いのもとに採取する。
- b. 試験は原則として第三者である公的機関等に依頼し行うものとする。公的機関等によりがたい場合は、監督員と協議するものとする。実施場所については工事現場又は製作工場で行うものとするがそれが不適當な場合は試験場等で監督員の立会いのもと試験を行う。
検査結果の記録を当該試験所等で行った証明書を附して提出する。
- c. 試験の方法で仕様書等に定めのないものについては、監督員の指示による。
- d. 工事材料及び機器で J I S、J A S、B L その他関係機関の表示の附してあるものについては、試験を省略することができる。
- e. 仕様書等で試験を行うことを規定していない材料等についても監督員が特に必要と認め、指示した場合は試験を行う。

現場管理

1. 現場管理

- a. 現場代理人、及び、主任技術者（監理技術者）は、常に工程表と実施工程を照合し、工事の進捗に留意するほか、労働安全衛生法その他の関係法規に従って良好に監理する。また仮設電力設備は電気設備に関する技術基準、及び、消防法に従い危険の無いよう設置する。
- b. 現場の内外は整理、清掃し、風紀衛生の取り締まり、火災、盗難の予防、その他事故防止について常に十分な措置をとること。
- c. 災害・公害防止
 - ア. 関係法規を厳守し災害及び公害の防止に努める。
特に、近隣の建築物、及び農耕地等の財産物、または、工事騒音、振動等で、第三者に損害を与えないような措置を行う。
 - イ. 工事現場からの落下物に依って現場内外に危害を及ぼす恐れのある場合は、関係法令に従って防護金網、防護棚を設け、落下物の危険防止の措置を図る。
 - ウ. 第三者からの苦情並びに危害の申し出、及び、現場内において事故等が発生した場合は、その内容を監督員に報告すると共に請負者の責任において解決を図る。

d. 施工の立会検査

ア. コンクリート打設等、隠ぺいとなる部分の施工は関連工事の検査が完了するまで行ってはならない。

イ. 施工完了箇所に埋設工事を行い、原状回復施工を行う場合も監督員の立ち会いを受ける。

2. 建設副産物実態調査 本工事は、建設副産物実態調査の対象工事であるため、別紙特記仕様書 [1] によること。

3. 建設発生土の処理 建設発生土の処理については、別紙特記仕様書 [2] によること。